

横須賀市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実
施要綱

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定により指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査の実施については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等 法第51条の2第2項第3号及び第51条の31第2項第4号の規定により市長に業務管理体制の整備に関する事項の届出をしなければならない指定事業者等及び指定相談支援事業者をいう。

(2) 検査 法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等に対して報告を命じること等をいう。

(検査の基本方針)

第3条 検査は、指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の状況を確認し、及び当該業務管理体制の状況に問題があると疑われる場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者等の認識を確認し、公正かつ適切な措置を採るため、事実関係を的確に把握することを目的とする。

(検査の通知)

第4条 検査の実施にあたっては、対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、根拠法令、目的、期日、場所、準備すべき資料等を文書により通知するものとする。ただし、横須賀市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成25年4月1日制定）第12条の規定に基づき同要綱に規定する監査に引き続き第9条の特別検査を実施する場合は、口頭により通知し、後日、その旨を文書により通知することができるものとする。

(検査結果の報告)

第5条 検査の実施にあたった職員は、検査終了後、速やかに検査結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

(検査の種類)

第6条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

(一般検査)

第7条 一般検査は、業務管理体制の整備の状況を確認するため、報告書の提

出又は立入りの方法により行うものとする。

（一般検査後の措置）

第8条 市長は、一般検査の結果について必要な検討を行い、指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の改善に必要な事項等について、書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知内容について期限を付して報告を求めることができるものとする。

3 市長は、一般検査の結果、指定障害福祉サービス事業者等が適正な業務管理体制の整備を行っていないと認める場合には、次に掲げる措置（以下「勧告等」という。）を行うことができる。

（1）法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定により、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

（2）前号の勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が当該勧告に従わなかったときに、法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定により、その旨を公表し、及び当該指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく報告に係る措置をとらなかったときに、法第51条の4第3項及び第51条の33第3項の規定により、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

（特別検査）

第9条 特別検査は、法第50条第1項各号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第51条の29第1項各号及び第2項各号の要件に該当するものとして指定の取消しの対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対して、当該指定の取消しの理由となる事実に関して組織的な関与を行っているか確認するものとする。

（特別検査後の措置）

第10条 市長は、特別検査の結果、指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消しの理由となった事実に関して組織的な関与があると認めた場合は、一般検査に準じた措置を行うとともに、当該指定障害福祉サービス事業者等から指定の申請（法第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定に基づく指定の申請をいう。）又は指定の更新申請（法第41条第2項（法第51条の21第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく指定の更新申請をいう。）があった場合は、指定障害福祉サービス事業者等の指定を行わないものとする。

2 市長は、特別検査の結果、指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消し

の理由となった事実に関して組織的な関与があると認められない場合は、一般検査に準じた措置を行うことができる。

(記録等)

第11条 市長は、指定障害福祉サービス事業者等検査台帳を作成し、検査の内容、結果等を記録し、及び保存するものとする。

(情報の提供)

第12条 市長は、指定障害福祉サービス事業者等に対して実施した検査の内容及び結果について必要があると認めるときは、厚生労働大臣、神奈川県知事又は当該指定障害福祉サービス事業者等を指定している他の市町村長にその情報を提供するものとする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。